

西山美香さんの無罪判決および 捜査機関の違法捜査と証拠隠しの断罪を求める決議

貴庁で審理中の湖東記念病院人工呼吸器事件で、誤った裁判によって犯人とされた西山美香さんについて、無罪判決を出して西山さんの名誉を回復するよう要請します。くわえて、同様の誤判の再発防止のために、虚偽自白を生んだ違法な取り調べをおこない、西山さんの無実を示す証拠を隠していた捜査機関を断罪することを求めます。

事件は2003年5月、滋賀県東近江市の湖東記念病院で72歳の男性入院患者が死亡しているのが発見され、当時看護助手だった西山さんが「人工呼吸器のチューブを引き抜いて殺した」とされた事件です。

警察は当初、呼吸器が外れたのに気づかず死亡させたとして、業務上過失致死事件で捜査していました。事件から1年ほど経過して、新たに代わった担当捜査官が西山さんを取り調べるうち、西山さんが捜査官に異性としての好意を抱き、関心を引こうと人工呼吸器のチューブを自分が引き抜いて殺したと虚偽の自白をしたことで、捜査は一転「殺人」事件となったものです。西山さんと犯行を結びつける物証はなく、証拠は強要された「自白」のみでしたが、大津地裁は懲役12年の有罪判決を言い渡し、最高裁で確定。西山さんは和歌山刑務所に収監されました。

2017年12月、服役中に求めた再審請求で大阪高裁は再審開始を決定。患者が他の死因で自然死した可能性があることや、自白の変遷は自らの体験に基づく供述ではない疑いがあり、自白は捜査官の誘導に迎合して作られた可能性があるとししました。検察は特別抗告しますが、2019年3月、最高裁も再審開始を支持し、検察の訴えを退けました。

大津地裁でのやり直しの裁判に向けた三者協議が始まり、弁護団は未提出証拠の開示を強く求めてきました。その結果、西山さんの無実を示す証拠が明らかにされました。当初、検察は再審裁判でも有罪立証すると主張していましたが、9月の三者協議において、積極的な有罪立証をせず、早期結審に態度を一変させました。

この間に検察が開示した証拠の中には、西山さんの逮捕前の病院関係者の供述調書や、人工呼吸器の操作マニュアルなどが含まれており、警察が知り得た情報をもとに自白を誘導した実態が浮かび上がりました。さらに、警察から検察に未送致の資料があることも判明し、その中には患者の人工呼吸器のチューブの痰詰まりによって酸素供給量が低下し、心臓停止した可能性、つまり殺人ではなく自然死を示す医師の所見が記された捜査報告書も含まれていました。

西山さんは、軽度の発達障害があると診断されており、相手に迎合し供述を誘導されやすい供述弱者とされています。本件は、西山さんの特性を利用して、警察が描いたストーリーに合うように自白を作られたもので、警察と検察によって作り上げられた事件です。

貴裁判所においては、無罪判決を言い渡して、誤った裁判で西山さんに着せられた殺人犯の汚名を雪ぎ、名誉と人権の回復に努めるよう求めます。くわえて、同様の誤判の再発防止のために、無実を示す証拠を隠しながら、違法な取り調べで虚偽自白を誘導した捜査機関を、判決の中で断罪することを強く求めます。

以上、決議する。

2019年12月2日

第28回 再審・えん罪事件全国連絡会総会

大津地方裁判所

裁判長 大西直樹 殿